

認証対象品目一覧

この一覧は、優良木質建材等認証規程（HW-AQ001）第3条の規定に基づき、認証の対象とする品目を示すものである。

分類	記号	対象品目名称	対象となる建材の範囲
A プレカット部材	A-1	高耐久性機械プレカット部材	<p>木造建築物又は建築物の木造の構造部分に係る構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）に使用する構造軸材製品（乾燥処理製材、集成材、単板積層材）で、継手又は仕口部に機械プレカット加工が施され、土台、すみ柱及び最下階の外壁の柱に品質性能評価基準に定める薬剤で防腐・防蟻処理が施されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレカット加工後に薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施したもの ・ 全断面に薬剤がほぼ均等に分布していると見なされる基材（防腐・防蟻処理材AQマーク品の集成材、又は単板積層材等）にプレカット加工を施したもの ・ プレカット加工には金物工法用を含む
	A-2	高耐久性機械プレカット部材－2	<p>木造建築物又は建築物の木造の構造部分に係る構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）に使用する構造軸材製品（乾燥処理製材、集成材、単板積層材）で、継手又は仕口部に機械プレカット加工が施され、土台、すみ柱及び最下階の外壁の柱に品質性能評価基準に定める薬剤で防腐・防蟻処理が施されているものの内、プレカット加工により防腐・防蟻性能に欠点の生じる加工部に、別途指定する薬剤を工場内で塗布処理したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存処理JASマーク品又は防腐・防蟻処理AQマーク品で、材面からの薬剤浸潤度で評価を受けている基材（保存処理材及び防腐・防蟻処理構造用集成材－3等）にプレカット加工を施したもの ・ プレカット加工には金物工法用を含む
	A-3	高耐久性機械プレカット部材－3	<p>木造建築物又は建築物の木造の構造部分に係る構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）に使用する構造軸材製品（乾燥処理製材、集成材、単板積層材）で、継手又は仕口部に機械プレカット加工が施され、土台、すみ柱及び最下階の外壁の柱に品質性能評価基準に定める薬剤で防腐・防蟻処理が施されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレカット加工後に薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施したもの ・ プレカット加工には金物工法用を含む

	A-4	乾燥処理機械 プレカット部材	木造建築物又は建築物の木造の構造部分に係る構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）に使用する構造軸材製品（乾燥処理製材、集成材、単板積層材）で、継手又は仕口部に機械プレカット加工が施されているもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 土台については、ヒノキ、ヒバ等（心材に限る。）又は保存処理の表示（JAS又はAQマーク）のある木材で耐久性のあるもの ・ 保存処理の表示のある土台であっても、継ぎ手又は仕口の加工を施し、薬剤の未浸潤部分に防腐・防蟻処理が施されているもの ・ プレカット加工には金物工法用を含む
B 防腐・ 防蟻処 理製材 等	B-1	保存処理材	建築用製材に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品
	B-2	保存処理材ー2	建築用製材に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施してある製品
	B-3	屋外製品部材	屋外製品部材としての加工を施した丸太（丸棒を含む。）・製材・押角に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品
	B-4	車両用木製防 護柵部材	車両用防護柵の横梁として加工を施した丸太（丸棒を含む。）、製材等に、別途指定する薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施してある製品
	B-5	防腐・防蟻処 理枠組壁工法 構造用たて継 ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材（完成品）に、品質性能評価基準に定める薬剤を用いて防腐・防蟻処理を施した製品
C 防腐・ 防蟻処 理集成 材	C-1	防腐・防蟻処 理構造用集成 材	構造用集成材で、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施したラミナを使って製造した製品 <ul style="list-style-type: none"> ・ ラミナにインサイジングを施した製品は土台に限る ・ ラミナにインサイジングを施した製品の強度性能はインサイジングした後のラミナの強度性能による
	C-2	防腐・防蟻処 理構造用集成 材ー2	構造用集成材（完成品）に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品
	C-3	防腐・防蟻処 理構造用集成 材ー3	構造用集成材（完成品）に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品
	C-4	防腐・防蟻処 理構造用集成 材ー4	構造用集成材（完成品）に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施した製品
	C-5	防腐・防蟻処 理構造用集成 材ー5	中断面の構造用集成材（完成品）に、加工を施したのち、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品

D防腐・防蟻処理合板等	D-1	防腐・防蟻処理合板等（接着剤混入）	品質性能評価基準に定める有効成分を主剤とする薬剤を、接着剤に混入することにより防腐・防蟻処理を施した合板等（普通合板、構造用合板、特殊加工化粧合板、造作用単板積層材、構造用単板積層材、複合フローリング）の製品
	D-2	防腐・防蟻処理合板等（加圧注入・単板処理）	JAS規格に適合する合板等（普通合板、構造用合板、特殊加工化粧合板、造作用単板積層材、構造用単板積層材、複合フローリング）に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法又は単板処理することにより防腐・防蟻処理を施した製品
E合板加工製品	E-1	モルタル下地用合板	JAS規格に適合する構造用合板に防水処理を施し、さらにモルタルの付着性を付与するための加工を施した製品
	E-2	たて継ぎ構造用合板	JAS規格に適合する構造用合板を、表板の主纖維方向をほぼ同一にし、スカーフジョイントにより、長さ方向にたて継ぎ加工してある製品
F集成・積層製品	F-1	床用3層パネル	ひき板の纖維方向をほぼ平行に幅はぎした板を、纖維方向を互いに直交させて3層積層接着し、床パネルとして使用する製品
	F-2	構造用単板積層板	幅方向の強度性能を高めるため、表板の主纖維方向とほぼ直交した単板を2枚以上、断面の中立軸に対称となるように積層接着した積層板 ただし、製品厚さが21mm以上、かつ表面単板と同じ纖維方向の単板厚さの合計が、製品厚さの70%を超えるもの
	F-3	構造用台形ラミナ集成材	台形ラミナ材で形成するひき板（台形ラミナを幅方向接着して調整した板及び長さ方向にフィンガージョイント又はこれらと同等以上の接合性能を有するように接着して調整した板をいう。）をその纖維方向を互いにほぼ並行に積層接着したものを作り、柱等に加工した製品
	F-4	床下地用台形ラミナ集成パネル	台形ラミナ材で形成するひき板（台形ラミナを幅方向接着して調整した板及び長さ方向にフィンガージョイント又はこれらと同等以上の接合性能を有するように接着して調整した板をいう。）をその纖維方向を互いにほぼ並行に積層接着した床下地用パネルとして使用する製品
G防腐・防蟻処理接着成形材	G-1	防腐・防蟻処理構造用パネル	品質性能評価基準に定める薬剤により防腐・防蟻処理を施した木材の小片を接着し板状に成形した製品
	G-2	防腐・防蟻処理接着成形軸材	品質性能評価基準に定める薬剤により防腐・防蟻処理を施した木材の小片を接着し軸状に成形した製品
	G-3	屋外用防腐・防蟻処理接着成形材	圧密した単板を品質性能評価基準に定める薬剤で防腐・防蟻処理し積層接着成形した材で、屋外用家具等の材料となるものただし、組立て前又は後に造膜型の耐候性を有する塗装を施すものに限る
H接着成形材	H-1	接着成形造作用芯材	木材の小片を接着成形し、ドア等の造作材の芯材使用又は間仕切り等非構造用のパネルの心材としてする製品
	H-2	型枠用成形板	木粉とプラスチックを混合・熱圧・成形し、型枠用板として使用する製品

I 樹脂処理木材	I-1	樹脂処理保存処理材	防腐・防蟻性能及び寸法安定性を付与するために、建築用製材にフェノール樹脂を加圧注入し、熱硬化させた製品
	I-2	樹脂処理屋外製品部材	防腐・防蟻性能を付与するために、屋外製品部材として加工を施した丸太（丸棒を含む。）、製材、押角等に、フェノール樹脂を加圧注入し、熱硬化させた製品
J 圧密フローリング	J-1	表層圧密フローリング	針葉樹製材品の表層を0.4mm以上圧密し、耐磨耗性等を改善したフローリング
K 熱処理木材	K-1	熱処理壁用製材	製材に、防腐性能及び寸法安定性を付与することを目的として、蒸気を併用して高熱処理した製品
L 防腐・防蟻処理单板積層材	L-1	防腐・防蟻処理構造用单板積層材	構造用单板積層材で、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した单板を使って製造した製品
	L-2	防腐・防蟻処理構造用单板積層材－2	構造用单板積層材（完成品）に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品
	L-3	防腐・防蟻処理構造用单板積層材－3	構造用单板積層材（完成品）に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法以外の方法により防腐・防蟻処理を施した製品
M 化学処理木材	M-1	収縮抑制処理材	収縮を抑制するために、建築用製材に収縮抑制剤を加圧注入した製品
N 塗装木質建材	N-1	白華抑制塗装木質建材	難燃薬剤を注入した木質建材からの白華を抑制するために、木質建材に工場内で塗装した製品
	N-2	耐候性塗装木質建材	耐候性を付与するために、木質建材に工場内で塗装した製品。ただし、摩耗が生じる用途のものは除く
O 防腐・防蟻処理合板	O-1	防腐・防蟻処理構造用合板	構造用合板で、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した单板を使って製造した製品
	O-2	防腐・防蟻処理構造用合板－2	構造用合板（完成品）に、品質性能評価基準に定める薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品
	O-3	防腐・防蟻処理構造用合板－3	構造用合板で、品質性能評価基準に定める有効成分を主剤とする薬剤を、接着剤に混入することにより防腐・防蟻処理を施した製品
P 防腐・防蟻処理直交集成板	P-1	防腐・防蟻処理直交集成板	直交集成板（完成品）に、別途指定する薬剤を用いて加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品
Q 難燃処理木質建材	Q-1	難燃処理木質建材	難燃薬剤で処理した木質建材

W防腐・防蟻処理木質建材	W-1	防腐・防蟻処理木質建材	木質建材に、別途指定する薬剤を加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品 ただし、防腐・防蟻処理済みの状態で建築基準法第37条第二号の国土交通大臣の認定を受けたものに限る
Xその他	X-1	足場板	製材した厚板の両木口面に波くぎ等、割れ（木口の損傷及び表面割れ）防止のための措置を施した足場板として使用する製品

制定 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
 改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
 改正 平成17年12月 1日 住木技発17第283号
 改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
 改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
 改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号
 改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号
 改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
 改正 平成26年 2月13日 住木認発26第 14号
 改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
 改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号
 改正 平成30年 8月23日 住木認発30第133号
 改正 平成30年11月 1日 住木認発30第182号
 改正 令和 元年 9月27日 住木認発第191号
 改正 令和 4年 6月 6日 住木認発第 64号
 改正 令和 5年 6月16日 住木認発第 80号
 改正 令和 5年10月24日 住木認発第170号